

備前堀沿道地区都市景観市民協定書

1 市民協定の名称・目的・内容

備前堀沿道地区都市景観市民協定

《景観づくりの基本目標》

— 歴史的親水空間と調和した落ち着いた着きと潤いのある街並みづくり —

項目	地区景観基準
壁面	街並みの連続性を考慮しできる限り隣接建築物の壁面にそろえる。 駐車場や庭等を確保する場合、また逆に建築物用途上前面に空地を設けることが困難な場合は、道路に面して植栽等を設けることにより連続性を保つよう努める。
屋根	勾配屋根を基調とし、平屋根は避けるよう努める。 平屋根の場合は、ひさしを設けるなどの工夫をし、街並みの連続性を保つよう努める。 屋根は、瓦ぶきか、金属板ぶきを基調とする。
意匠	伝統的な意匠・素材・色彩を取り入れるよう努める。 外壁や屋根の色彩は、高明度や高彩度を避け、落ち着いた印象の色彩とし、周辺の街並みと調和が図れるような色彩とするよう努める。 基準とする色相（色味） — 茶系を中心とするYR, Y, GY 基準とする明度（明るさ） — 3以上8以下（無彩色(N)は除く）、 基準とする彩度（あざやかさ） — 6以下、基準とする色相以外の場合4以下
高さ	概ね3階以下とする。
敷地	宅地にゆとりをもたせるため、土地の細分化はできる限り避ける。 大規模な土地の造成など土地の形質変更の場合は、本協議会役員会と協議を行うこととする。
外構	備前堀に面して門・塀等を設置する場合は、建物本体と調和した色彩・材質・形態とし、周囲の景観と調和したものとする。 備前堀に面する部分は、植栽等を施し、うるおいある空間を創出するよう努める。
工作物	建築物等の基準に準じる。
設備	建築付帯設備は原則として道路・備前堀から見た景観を妨げないように配慮する
自動販売機	独立した設置は行わないよう努める。 建物の中に組み込んだ構造とし、販売機本体が突出しないよう努める。 やむを得ずそのまま設置する場合は、目隠しなどの工夫をし周辺の環境と調和させる。
広告物	自己利用以外の広告物は、設置しないよう努める。 点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。 窓面を利用した広告や、貼り紙、立て看板などの広告は行わないよう努める。 袖看板の突き出し幅は道路境界を越えないようにし、本体の建築物の高さを超えないものとする。 周辺の環境との調和に配慮する。
日除け	突き出し幅は、道路境界を越えないようにする。 色彩は、周辺に調和するよう工夫をする。

2 協定地区

(1) 柳町1丁目, 白梅4丁目, 本町1丁目, 紺屋町の各一部
(伊奈橋から三又橋までの備前堀沿いの通りに接した敷地又は空地)

(2) 面積 約47,000平方メートル

※別紙図面による

3 構成員の氏名及び住所

※別紙名簿による

4 有効期間

景観形成の基本目標を達成するまでとする

5 違反があった場合の措置

景観基準を遵守するよう助言・指導を行う

6 変更及び廃止の手続き

備前堀景観推進協議会総会において審議を行い, 出席者の3分の2以上の同意を得て, 変更及び廃止の認定申請を行う

備前堀沿道地区都市景観市民協定区域図

S=1:2,500

